

第23回横須賀市景観審議会議事録要旨

横須賀市 都市部 市街地整備景観課

◇ **開催日時** 平成 28 年(2016 年) 7 月 25 日 (月) 13 時 30 分～15 時 30 分

◇ **場 所** 横須賀市消防局庁舎 3 階第 2 会議室

◇ **議 事**

- | | |
|--|--------|
| (1) 委員長の選出 | 資料 1・2 |
| (2) 職務代理者の指名 | 〃 |
| (3) 専門部会委員の指名 | 〃 |
| (4) 平成 27 年度景観法・景観条例等の運用状況について (報告) | 資料 3 |
| (5) 平成 27 年度屋外広告物条例の運用状況について (報告) | 資料 4 |
| (6) 景観重要樹木の利活用に向けての取り組みについて (審議) | 資料 5 |
| (7) 平成 27 年度景観審議会専門部会議事案件について (報告) 非公開 | 資料 6 |
| (8) 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について (報告) 非公開 | 資料 7 |

◇ **出席者**

委員 12 人

小林正美、田口敦子、菊竹雪、工藤幸久、国吉直行、小泉厚、富澤喜美枝、増田務、松下啓一、柳澤潤、山畑信博、吉田愼悟

(欠席 1 人 河上俊昭)

事務局 6 人

都市部長・井上透、市街地整備景観課長・首藤昇、景観係長・境高宏、屋外広告物係長・遠藤盛久、主任・高山智久、主任・渡辺恵

◇ **傍聴人** 0 人

◇ **議 事**

事務局から、当審議会委員 13 人のうち 12 人の出席により会議が成立している旨、傍聴人のいない旨を報告した。内容は次のとおり。また委員長から議事録署名委員として、菊竹委員と工藤委員を指名した。

(凡例)

以下記録の質疑などにおいて、委員からの質問は「●」、意見などは「■」の記号を付し、説明や回答については「○」の記号を付している。

1. 委員長の選出について

横須賀市景観審議会規則第2条第1項に基づき、委員の互選により、小林委員を委員長に決定した。

2. 委員長職務代理者の指名について

委員長から、景観審議会規則第2条第3項に基づき、委員長職務代理者として田口委員を指名した。

3. 専門部会委員の指名について

委員長から、景観審議会規則第4条第1項に基づき、専門部会委員として国吉委員、吉田委員、柳澤委員を指名した。

4. 平成27年度景観法、景観条例等の運用状況について（報告）

(1) 事務局から別添「資料3」に基づき説明

(2) 質疑・意見等

●質問（小林委員長）

景観パトロールの中で、景観法の届出が必要になりそうな建物をどのように見つけているのか。

○回答（事務局）

景観パトロール中に足場が掛っている建物を発見した場合に、手続きを行うよう指導している。

●質問（吉田委員）

「横須賀中央エリア景観まちづくりガイドライン」の策定は進んでいるか。また内容はどのようなものか。

○回答（事務局）

意見の方向性が決まりつつあり、ガイドラインは平成28年度中に策定できるように進めている。地元の方の思いである横須賀のイメージを守りたいという大まかな方向性と、方向性に対応する技術的内容の2本立てで構成しようとしている。

■意見（小林委員長）

「横須賀中央エリア景観まちづくりガイドライン」は、ハード面を進めるものか、ソフト面を進めようとしているのか分からない。

○回答（事務局）

ハード面を進めるガイドラインの策定を目指しているが、地元の方にハードについてとりかかってもらうのは難しい。検討会議ではソフト面を含め街づくりの方向性に

ついて話し合いを行い、その街づくりを目指すにはハード面の整備が必要であると理解してもらうよう話しを進めている。

●質問（小泉委員）

横須賀中央エリアのまちづくりに関して、マスタープランのようなものあるのか。

○回答（事務局）

「横須賀中央エリア景観まちづくりガイドライン」がマスタープランの代わりになると考えている。平成29年になってしまうが、景観審議会の委員の方にも「横須賀中央エリア景観まちづくりガイドライン」の意見をもらおうと思っている。

■意見（富澤委員）

横須賀中央エリアのまちづくりは地権者の方など色々な人が入っていて、なかなか方向付けをするのが難しい。ただ、緑のあるまちづくりを進めていくことは、皆、同じ意見である。時がたてばメンバーが変わっていくので、今から横須賀全体のまちづくりの方向性を考えていかなければならない。

●質問（富澤委員）

資料3の1頁の表、景観法・景観条例等の運用状況で景観条例の地区景観協議会認定・助成、景観法の景観重要建造物指定が以前から0件であるのはなぜか。

○回答（事務局）

景観条例の地区景観協議会認定は、自分たちの地区の景観づくりのため協議会をつくりたいと言う申し出が市民から出れば認定するものである。その申し出がなかったため0件となっている。

助成については、建築物等の色彩変更に係る補助金交付要綱に基づき、景観推進地区内の既存の建築物が地区の色彩指針に適合していない場合、その建築物を色彩指針に適合するよう塗替える際にかかる費用の一部を助成するものがあるが、見晴らしの丘景観推進地区の建築物はすべて色彩指針に適合しているため助成対象とならない。そのため助成件数は0件である。

景観法の景観重要建造物指定は指定されると持ち主がきちんと管理しなければならない制限がかかる。そのことに対して何も利点を提供できない状況であり、指定がなかなか進まない状況である。

■意見（富澤委員）

景観重要建造物は今後減っていくので、景観重要建造物がどのようなものか、考える場所や場面が必要なのではないか。横須賀の魅力の中に景観重要建造物を取り込めれば良いと思う。

■意見（小林委員長）

指定には、所有者の合意が必要になるので、なかなか難しい面もあると思う。

5. 平成27年度屋外広告物条例の運用状況等について（報告）

（1）事務局から別添「資料4」に基づき説明

（2）質疑・意見等

●質問（小林委員長）

屋外広告物条例ガイドライン（案）は広告物が落下しそうかどうか、管理について追加したのが今回の改正内容か。

○回答（事務局）

そのとおりである。何十年も前に設置した広告が多く掲出されており、適正に管理されていなければ落下しやすい状況に陥っていると思われるが、管理者が修善などをして適切に管理していれば問題ない。どのように管理したらよいか、誰が責任を持てば安全に管理していけるか検討会を立ち上げ、今回の改正に至っている。

●質問（小林委員長）

資料4、2・3頁の屋外広告物現況調査はガイドラインの改正を含んでの調査か。

○回答（事務局）

屋外広告物現況調査は国のガイドラインとは関係なく、その前から本市において現況の把握の必要性を感じ、実施しているものである。

■意見（山畑委員）

補足だが、ガイドライン案では、所有者や占有者の維持管理の責務を明確にしている。それと同時に、関連団体が標準的な点検マニュアルなどを作成している。

●質問（小林委員長）

違法の立看板などを簡単に除却できないのか。

○回答（事務局）

屋外広告物法の中で簡易除却ははり紙、はり札、立看板については定められている。しかし、簡易除却できる条件として、管理されていない物件となっている。店舗の前にあるようなものは、通常管理されているものとなるため、違反広告物について掲出者に指導は行えるが簡易除却はできない。

●質問（国吉委員）

ガードレールなどに取り付けられた広告物は、屋外広告物法ではなく、別の道路法などで撤去できるのではないか。

○回答（事務局）

道路法でも指導することはできるが、除却はできないと思う。おそらく、今年、平成28年10月の道路法改正で、簡易除却できるようになると思う。もし管理されているものを除却するならば行政代執行になる。行政代執行には行政代執行法の手続きがある。

●質問（松下委員）

緊急的な措置を講じなければならないような、危険な広告物を除却できないのか。

○回答（事務局）

例えば、危険な物件があれば、カラーコーンなどで安全を確保し、市民に知らしめて、同時に管理者に指導をして除却させていくことになる。また、平成28年度ではあるが、横浜市の消防が危険な看板を撤去した事例はある。本市においても危険な広告物があれば、消防・警察と連携して速やかに安全確保を図りたい。

■意見（松下委員）

要望がなければ必要がないかもしれないが、緊急時の対応として、危険な広告物を除却できるよう対応を考えておく必要がある。条例や法に基づかず除却した場合、訴訟になった時には、問題があるので関係部署と調整をしておいた方が良いと思う。

■意見（国吉委員）

自転車の違法駐輪については撤去している。本来のぼり旗などは、公共空間に設置するものではない。イベントなど特別に許可したものを除いて、撤去できるようにしておいた方がよい。撤去した事例がないと、永遠に設置を認めてしまうことになるのと思う。

○回答（事務局）

自転車の撤去については行っているが、商業物品については撤去をしていないのが実情である。道路管理者にどのような手法があるか相談してみる。不動産の住宅案内のような放置されているものについては、行政や本市の委託業者で除却している状況だが、掲出業者は除却されてもお構いなしに掲出している。

■意見（富澤委員）

自分の店の前に置き看板を掲出しているのは仕方がないが、横須賀中央のバス停の近くにも看板が掲出され、道が狭くなり人がぶつかりそうになっている。今後も引き続き指導をしてほしい。

○回答（事務局）

継続して指導していく。時間はかかるが指導することによって、掲出しにくい環境を創出し、実際、掲出されなくなってきた。

■意見（工藤委員）

のぼり旗の悪い面ばかり話に出ているが、市の別の部署ではのぼり旗を掲出して、商店街などを盛り上げようとしている。目についた所だけ取り組むのではなく、行政の中でも連携して取り組んでほしい。

6. 景観重要樹木の利活用に向けての取組みについて（審議）

（1）事務局から別添「資料5」に基づき説明

（2）質疑・意見等

●質問（菊竹委員）

デジタルアーカイブを作成するにあたり、誰が主体で作成する予定か。広島では地元高校生を主体になって、デジタルアーカイブを作成していることもあり、小学生や学校が主体になって作成したほうがよいのではないか。

○回答（事務局）

検討していく。

■意見（国吉委員）

市街地なら景観重要樹木のように単独のものを指定するも良いと思う。法の景観重要樹木の主旨と外れるが横須賀ならランドスケープの視点をもって、まとまった緑など合わせての景観を考えた方がよいと思う。まとまった緑を指定する方法もあるのではないか。

○回答（事務局）

景観重要樹木と言う法に基づいた制度ありきで考えていた。今後検討していく。

7. 平成 27 年度景観審議会専門部会議事案件について（報告）

非公開

8. 景観審議会専門部会議事案件の完了状況について（報告）

非公開

以上